

経営所得安定対策だより

平成21年4月1日
第2号
岐阜農政事務所



～タイムリーな話題を対策加入の皆様へ～

経営所得安定対策だより第2号です。第1号は読んでいただけましたか。毎号、申請書作成における注意事項等タイムリーな話題を提供いたします。今回は、4月から21年産の加入申請の受付が始まりますので、申請書等を作成するときに注意する点についてお知らせします。

<目次>

- 確認書類の期限切れにご注意！
- 収入減少補てん手続のお知らせ
- 収入減少補てんの試算ができます（参考）
- 過去実績の保有量にご注意ください
- 対策加入者の方々への重要なお知らせ



～ 確認書類の期限切れにご注意！！ ～

加入2年目以降は、対象農業者であることの確認書類について、内容に変更がないときは提出の省略を行うことができます。

ただし、確認書類の中には、有効期限がある書類があり、期限が切れた場合は、新しい書類（期限を更新した書類）を提出していただく必要があります。

（期限がある書類の例）

- 農業経営改善計画認定書（写）又は特定農用地利用規程認定書（写）
→ 計画や規程の再認定を受けたときは、新しい認定書（写）が必要です。

「対象農業者であることの確認書類の提出・省略申告書」の「提出省略」の欄にチェックをする前に、書類の期限が切れていないか、確認をして下さい。

～ 収入減少補てん手続のお知らせ ～

**収入減少補てんの交付申請（生産実績数量報告）は、
4月30日（木）が期限となります。**

交付申請書（様式10号）に、生産実績数量を記入し、数量を証明する書類を添えて受付窓口へ提出してください。

地域によっては、農協等で出張受付・説明会を開催しますので、連絡がありましたら、お集まりください。

※※※ 収入減少補てんの対象となる生産実績数量について ※※※

1. 米については、生産数量目標（農業者間調整等後の確定数量）の範囲内で、農産物検査3等以上のもので主食用として3月31日までに、
 - ① JAや集荷業者に販売、または販売を委託して出荷したもの
 - ② 対策加入者または対策加入者から委託を受けた者（JAや集荷業者以外）が、消費者等に販売したもの
2. 麦類、大豆については、成績払の対象となったもの

収入減少補てんの補てん金は、収入減少があった場合、21年5月～6月頃にお支払いする予定です。

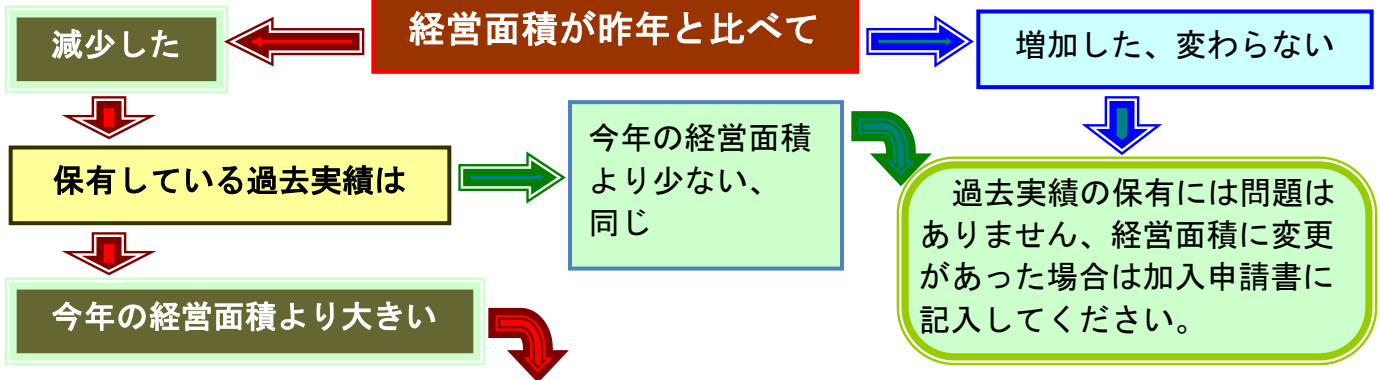
～ 収入減少補てんの試算ができます（ご参考に）～

20年産の収入減少補てんについて、農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/menu8.html>）において、おおよその補てん額の試算ができる試算表を掲載していますので、資金計画・組織運営等にご活用ください。



～ 過去実績の保有量にご注意ください ～

過去実績（期間平均生産面積）は固定払交付金の算定の根拠となるものですが、過去実績を保有するには一定のルールがあります。
 昨年と比べて経営面積が減少している場合、昨年までの過去実績を保有できなくなることがあります。



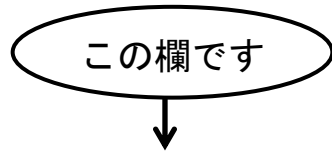
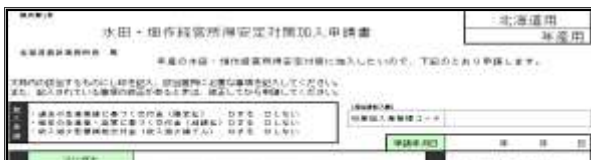
保有できる過去実績には上限があります。以下の式で確認してください。

$$\left(\frac{\text{過去の過去実績 (m}^2\text{)}}{\text{過去の経営面積 (m}^2\text{)}} \right) \times \text{今年の経営面積 (m}^2\text{)} = \text{保有できる過去実績 (m}^2\text{)}$$

現在保有している過去実績が、計算で出てきた「保有できる過去実績」よりも大きい場合には、移動などの手続きが必要です。詳しくは農政事務所または地域課まで。

加入申請書の経営面積欄の記入について

加入申請書の経営面積欄には、ご自身の経営面積を正しく記入しましょう。



経営面積	田と畑の合計	所有地		借入地	農作業委託契約面積
	ア～カの合計	田	イ	ウ	
	m ²	畑	オ	カ	m ²



利用権設定の期限が経過した耕地については、そのままでは経営耕地に含めることができません。
 再設定あるいは農作業受委託契約が必要となり、面積を証明する書類の提出が必要になる場合があります。



～ 対策加入者の方々への重要なお知らせ ～

平成21年産の加入申請について

受付期間は、

平成21年4月1日（水） ～ 6月30日（火）です。

加入申請書（様式1号）に必要事項を記入し、必要書類を添えて受付窓口へ提出してください。

地域によっては、農協等で出張受付を開催します。

平成21年産における申請時期及び交付時期

平成21年産の水田経営所得安定対策の交付申請及び交付時期は以下のとおりです。

	申請時期		交付時期
固定払	平成21年9月30日まで	→	交付申請から約4週間
成績払（麦類）	平成21年 秋	→	交付申請から約4週間
成績払（大豆）	平成22年3月5日まで	→	年度内に交付します
収入減少補てん	平成22年4月30日まで	→	平成22年5月～6月

成績払については、麦、大豆まとめて、3月に申請することができます。

申請時期になりましたら、農政事務所、地域課、JA等より連絡いたします。
また、この「経営所得安定対策だより」でもお知らせします。
東海農政局ホームページにも掲載してあります。

東海農政局

検索

【農政事務所または、お近くの地域課へお問い合わせください】

東海農政局 岐阜農政事務所 岐阜市中鷄2-26	農政推進課 岐阜地域	TEL 058-271-4044	FAX 058-274-0656
東海農政局 岐阜農政事務所 大垣市笠縫町509-7	地域第一課 西濃地域	TEL 0584-73-4351	FAX 0584-73-4353
東海農政局 岐阜農政事務所 高山市上岡本町7-479	地域第二課 飛騨地域	TEL 0577-32-1155	FAX 0577-32-1156
東海農政局 岐阜農政事務所 中津川市茄子川1646-20	地域第三課 中濃・東濃地域	TEL 0573-68-3838	FAX 0573-68-3836